

介護保険 福祉用具購入の手引き

目 次

1. 福祉用具購入費の支給について 1
2. 支給対象種目 1
3. 支給限度額 2
4. 申請方法 2
5. 申請の際に必要な書類と確認事項 3
6. Q & A 4



蕨市健康長寿課介護保険係（給付担当）

電話：048-433-7835

1. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給について

介護保険の要支援又は要介護と認定を受けている被保険者が、政令で定める福祉用具を都道府県が指定した事業者（指定特定福祉用具販売事業者）で購入した場合、支払額の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）が介護保険から支給されます。

福祉用具購入の前に必ず、ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業者に従事する福祉用具専門相談員に相談してください。購入に際して理由を確認し、本人の心身の状況に応じた福祉用具を選定します。

2. 支給対象種目

1. 腰掛便座	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
	②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
	③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの
	④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室で利用できるものに限る）
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの
3. 入浴補助用具	①入浴用いす（座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る）
	②浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る）
	③浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る）
	④入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの）
	⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る）
	⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る）

	⑦入浴用介助ベルト（身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る）
4. 簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で居室での入浴が可能なもの
5. 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
6. 排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

※被保険者本人（以下、「本人」という。）の心身の状況などにより、利用が想定しにくい用具は対象とならない場合があります。

3. 支給限度額

要介護状態区分にかかわらず、1年間（4月から翌3月まで）に10万円を限度額としています。申請により福祉用具購入費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）を支給します。

4. 申請方法

「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に必要書類を添付し、蕨市健康長寿課介護保険係へ提出してください。

※「受領委任払い」を希望する場合は、「蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書」を提出する必要があります（福祉用具購入費支給申請書提出時に提出）。

受領委任払いについて

本人が福祉用具購入費の全額を支払い、後日、保険者へ申請することで、福祉用具購入費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、福祉用具購入費の自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの介護保険給付分は、保険者から事業者に支払う「受領委任払い」を選択することもできます。購入前に事業者とケアマネジャーに相談してください。

※ただし、給付制限中の場合は、受領委任払い方式での購入はできません。

5. 申請の際に必要な書類と確認事項

【必ず提出するもの】

①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

- ・本人の署名が必要となります。

②領収書

- ・宛名は本人氏名（フルネーム）にしてください（鈴木様、上様等は不可）。
- ・支払い（領収）は、原則、納品時の現金払いとしてください。
- ・提出時に原本を確認します。

③福祉用具のカタログのコピー

- ・概要、商品名、製造業者が分かるもの

④福祉用具購入が必要な理由が分かるもの（次のいずれか1つ以上）

- ・居宅サービス計画書（介護予防サービス支援計画書）
- ・福祉用具サービス計画書
- ・福祉用具購入理由書

【オーダーすのこの場合】上記に加えて⑤と⑥が必要です。

⑤設置後の写真

⑥見積書

【排泄予測支援機器の場合】上記に加えて⑦と⑧が必要です。

⑦医学的な所見の確認書面（次のいずれか1つ）

- ・主治医意見書
- ・サービス担当者会議等における医師の所見
- ・居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ・医師の診断書

⑧排泄予測支援機器確認調書

【受領委任払いを希望する場合】上記に加えて⑨と⑩が必要です。

⑨蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書

- ・本人の署名が必要となります。

⑩費用額明細書兼確認書

- ・本人の署名が必要となります。

6. Q & A

Q 1 要介護認定申請中に福祉用具を購入した場合、支給対象になるか。

A 1 支給対象となります。ただし、要介護認定の結果が「非該当」であった場合、支給対象となりませんのでご注意ください。

Q 2 病院又は介護保険施設に入院又は入所中に、在宅に戻るために事前に福祉用具を購入した場合、支給対象になるか。

A 2 支給対象となります。ただし、退院又は退所しないと支給対象となりませんのでご注意ください（緊急性のある場合を除き、退院又は退所後にご購入ください）。

Q 3 福祉用具を購入したあと死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、支給対象になるか。

A 3 支払い（領収）前に被保険者が死亡した場合、被保険者資格が喪失するため、支給対象となりません（相続人等が支払いをした場合も、被保険者本人が支払ったことにはならないので、支給対象となりません）。

Q 4 領収書に記載された日と納品日が異なる場合、負担割合の判定基準日はどちらになるか。

A 4 納品日における負担割合を適用します。

Q 5 過去に購入した福祉用具を再度購入することは可能か。

A 5 過去に購入した福祉用具と同一種目の場合は原則、支給対象となりません。ただし、次の場合は同一種目であっても支給対象となる場合があります（経年劣化・汚損は不可）ので、必ず購入前に蕨市健康長寿課介護保険係へご相談ください。

- ・ 通常の利用により破損した場合（部品交換可能な場合は部品交換が優先）
- ・ 本人の介護の程度が著しく高くなり、買い替えが必要となった場合
- ・ 転居等で居住環境が変化し、大きさの異なった用具が必要な場合

Q 6 福祉用具の加工費や取付費、運搬費は支給対象となるか。

A 6 加工費や取付費、運搬費は支給対象となりません。

Q 7 住民票上の住所と違う親族の家で実際は生活しており、そこで使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。

A 7 親族の家を居宅（生活の本拠地）としてケアプランが作成されており、そこで使用するということであれば、支給対象となります。なお、それとは別に自宅（住民票上の住所の家）用に福祉用具を購入した場合は、自宅が生活の本拠地ではないため、支給対象にはなりません。

Q 8 腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

A 8 家具調のもの等、金額に関わらず、利用者が選択すれば支給対象となります。ただし、通常のタイプと異なる商品の購入の場合は、その必要性を必ず記入してください。

Q 9 ウォシュレット付き補高便座は支給対象となるか。

A 9 補高を目的としている場合は支給対象となります。洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象となりません。また、洗浄機能付きのものを購入する場合は、補高を目的とした理由とは別に、その必要性を必ず記入してください。
※暖房機能、消臭機能の場合も同様の取扱いとします。

Q 10 腰掛便座の壁リモコンは支給対象となるか。

A 10 壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、壁リモコン部分については支給対象となりません。腰掛便座部分のみが支給対象となります。